

公立大学法人名古屋市立大学

平成 28 年度 年度計画

公立大学法人名古屋市立大学

目次

I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
第 1	教育に関する目標を達成するための措置	1
1	教育の内容等に関する目標を達成するための措置	1
2	教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	4
3	学生への支援に関する目標を達成するための措置	5
第 2	研究に関する目標を達成するための措置	5
1	研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	5
2	研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置	6
第 3	社会貢献等に関する目標を達成するための措置	7
1	市民・地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置	7
2	産学官連携に関する目標を達成するための措置	7
第 4	大学の国際化に関する目標を達成するための措置	7
第 5	附属病院に関する目標を達成するための措置	8
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	9
第 1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	9
第 2	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	9
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	9
第 1	財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置	9
第 2	自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置	10
第 3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	10
IV	自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置	10
第 1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	10
第 2	広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	10
V	その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	10
第 1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	10
第 2	環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置	11
第 3	コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置	11
VI	予算、収支計画及び資金計画	12
1	予算	12
2	収支計画	13
3	資金計画	14
VII	短期借入金の限度額	14
1	限度額	14
2	想定される理由	14
VIII	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	14
IX	剰余金の使途	14
X	公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項	15
1	施設・設備に関する計画	15
2	積立金の使途	15

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

第1 教育に関する目標を達成するための措置

1 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

(1) 学士課程

ア 入学者選抜

- [1] 入試結果の分析・入学者の追跡調査を引き続き実施し、検証を行い、平成29年度に実施する入試について方法等の改善を行う。

イ 教養教育

- [2] 教養教育において、初年次教育科目として「大人になる」「大学生になる」「社会人になる」「N C U先端科目」を新設する。
- [3] 高校での未履修科目及び入学試験での非選択科目についてリメディアル（補習）教育を継続して実施するとともに、学生のニーズに対応するよう、基礎科目（専門教育に対応した基礎的な学力の修得を目的とした科目）との教育内容の調整も引き続き行う。
- [4] 初年次教育科目において少人数でグループワークを行う授業を複数設置し、コミュニケーション能力の向上を図る。
- [5] 全学的かつ恒常に英語をはじめとする語学教育のマネジメントを行う「語学センター」を設置する。
- [6] 更新した学務情報システムを活用し、学習支援サービス機能の充実及び利便性を図ることを目的としたマニュアルを作成する。

ウ 専門教育

- [7] 引き続き GPA（単位当たりの成績評価制度）を活用した学生への個別学修指導を実施する。
- [8] 少人数でのグループワーク等を通じて、課題に対する考え方を学び養うことができる授業を教養教育の初年次教育科目において複数開設し、専門教育との連関を図る。
- [9] 地域と育む未来医療人「なごやかモデル」事業における薬学部、看護学部との共通科目として、3年生まで導入が進んだコミュニティ・ヘルスケア卒前教育プログラム（インタープロフェッショナル・ヘルスケア論、コミュニティ・ヘルスケア論Ⅰ、Ⅱ）を4年生（コミュニティヘルスケア論実習Ⅰ）まで拡大すると共に、導入済みの科目について学習効果を評価しカリキュラムの改善と充実を行う。
- [10] 医学部において2年次の学術論文入門並びに3年次のScientific Writing and Presentation の両科目についてカリキュラム改革を進め、専門教育における英語教育を充実する。

(医学部)

- [11] 引き続き医学教育分野別評価基準に対応した新カリキュラムを順次導入し、医学教育認証評価^{*1}を2018年に受審するための準備を進める。そのために、医学研究科全教授が参画する医学教育認証評価報告書作成プロジェクトチームを組織する。
(※1：医学教育に対する国際基準に基づく分野別認証評価制度で、2023年度までに全ての参加表明校が認証完了予定)
- [12] AIP^{*2}社会の医学・医療の発展と向上を担う人材を養成するため、平成25年度に採択された「地域と育む未来医療人「なごやかモデル」」事業を継続的に実施する。
(※2：Ageing in place (AIP) =住み慣れた土地で、豊かに老いを迎え、その人らしく暮らすことのできる社会づくり)

(薬学部)

- [13] 新コアカリキュラムが適用される学年が1、2年生となる一方、3年生以上は旧コアカリキュラムに基づいて学習するため、時間割等の更なる調整を行いつつ、適切なカリキュラム移行が進行しているか点検する。

(経済学部)

- [14] 引き続き、地方行政や地域企業育成の経験者、税理士および国の行政担当者による5つの特別講義と4つの特別セミナーを開講し、また様々な寄附講義も開講することで、実践的教育の一層の定着を図る。同時に、カリキュラムの継続的な点検を行いながら、経済学・経営学・会計学の各分野におけるバランスの取れた理論教育および実践教育の促進を図る。

(人文社会学部)

- [15] ESDを柱とした現行カリキュラムの改善に向けた検討を引き続き進め、カリキュラム改正についても検討する。またESDの学びの成果をシンポジウム・研究会を通して積極的に社会に発信していく。

(芸術工学部)

- [16] 学科再編後2回目の卒業生の輩出となるので、前年度に引き続き研究・制作の実施状況・成果や就職内定先の企業・職種についての分析を行い、再編の趣旨に適合しているかの検証を実施する。

(看護学部)

- [17] 「名市大看護実践教育モデル」について、平成27年度に本格運用を開始し、評価を行った結果を踏まえ、さらに充実したモデルを構築する。

(2) 大学院課程

ア 入学者選抜

- [18] 大学院入学者に対して引き続きアンケート調査を行うとともに、平成30年度入試での実施に向けて、定員充足率向上の方策を引き続き検討する。

イ 大学院教育

- [19] 経済学研究科において、医学研究科、薬学研究科と連携し、「医療経済マネジメントコース」を開設する。また、医学研究科、看護学部、人間文化研究科が連携し、「医療心理センター（仮称）」の設置準備を行う。
 - [20] 平成 27 年度と同様に、経済学研究科において、既に一定の学術的成果を上げている社会人を対象とした博士後期課程における「早期修了プログラム（在学 1 年で課程博士学位取得）」の下で博士学位の取得をめざす社会人学生の発掘に、引き続き努力する。また、経済・経営が分かる医療人を育成するために、平成 28 年度開設の「医療経済マネジメントコース」の定着を目指す。さらに、博士前期課程においてリカレント教育推進のため、行政経験者や現役行政人あるいは企業人による実務教育の継続を図る。
 - [21] 名古屋市教育委員会と連携し、子ども応援委員会に勤務するスクールカウンセラー等のスタッフに対し、スキルアップのための研修会を開催する。
 - [22] 人間文化研究科において「臨床心理士養成コース（仮称）」の設置のための準備を行う。
- [再掲] 経済学研究科において、経済・経営が分かる医療人を育成するために、平成 28 年度開設の「医療経済マネジメントコース」の定着を目指す。さらに、博士前期課程においてリカレント教育推進のため、行政経験者や現役行政人あるいは企業人による実務教育の継続を図る。[20]
- [23] 博士課程研究遂行協力制度（若手研究者の養成・確保や学術研究の質的レベルの向上を図る制度）を実施するとともに、制度改善の取組状況とその効果を検証する。

（医学研究科）

- [24] 国際化と国際交流の充実に向け、カリキュラムの充実化に加え、海外の大学と連携したセミナー実施など、将来に向けた制度の充実化に取り組む。
- [25] 新たな専門医制度を視野に入れた MD-PhD コースの取扱い内規の改正、川久保奨学金要項の改正を行い、MD-PhD コース選択者の増加と制度の充実化を行う。

（薬学研究科）

- [26] 博士前期課程においてもカリキュラムが適正かつ効率的に実施されるよう、複数教員による研究指導の充実などを図り、人材育成目的に沿った教育を実施する。
- [27] 高度の基礎研究能力・臨床研究能力を有する研究者・職業人を育成するため、複数教員による指導体制を強化し、博士後期課程、博士課程の課程期間内の博士号の取得を促進する。
- [28] 新しい薬学教育制度に対応した教育体制を構築するために、各専攻の学生定員充足率の是正を図り、平成 29 年度入学者における達成を目指す。

(経済学研究科)

[29] 博士後期課程における「早期修了プログラム（在学1年で経済学博士号取得）」の履修者を受入れるとともに、今後とも、当該プログラムの下で博士学位の取得をめざす学生の発掘に努力する。また、行政経験者や現役行政人あるいは企業人による実務教育の継続を図る。また、「医療経済マネジメントコース」の定着を図りながら、より専門的な実践教育のための「コース」の開設を検討するとともに、秋入学を導入して国際化を図る。

(人間文化研究科)

[30] 引き続き持続可能なまちづくり、都市政策、多文化共生をテーマとした研究プロジェクトを通して名古屋市の施策への貢献を行う。

(芸術工学研究科)

[31] 博士後期課程において、博士学位取得者について進路状況などを取りまとめ、今後に向けた教育内容の検討を始める。

(看護学研究科)

[32] 専門看護師教育課程の新規準（38単位）に必要な科目を整備し、クリティカルケア看護専攻教育課程の認定審査を受ける。

(システム自然科学研究科)

[33] 研究をフィールドワークや学外施設で行っている分野の学生が共通科目を受講しやすいよう、平成28年度からは昼夜開講に配慮をしつつ、同一科目を各学期でも受講できるような時間割に変更し、年度末には実施結果を検証する。

[34] 授業に参加しづらい学生への対応として講義内容のインターネット配信等を引き続き検討し、課題や改善点を検証する。

2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(1) 教育実施体制

[35] 平成27年度に策定した教育実施体制に関する将来構想に基づく取り組みを進め、教養教育センターの設置など教育実施体制の充実・強化を図る。

[再掲] 人文社会学部では、ESDを柱とした現行カリキュラムの改善に向けた検討を引き続き進め、カリキュラム改正についても検討する。またESDの学びの成果をシンポジウム・研究会を通して積極的に社会に発信していく。 [15]

[再掲] 芸術工学部では、学科再編後2回目の卒業生の輩出となるので、前年度に引き続き研究・制作の実施状況・成果や就職内定先の企業・職種についての分析を行い、再編の趣旨に適合しているかの検証を実施する。 [16]

[36] システム自然科学研究科では、基礎自然科学系学部の設置について引き続き名古屋市と協議を進めるとともに、設置に係る内容を調整し、文部科学省に提出する設置認可申請書を作成する。

(2) 教育環境

- [37] 学生が利用するシステムのスマートフォン対応や無線 LAN 環境の拡充に合わせ、クラウドを使った新しい教育環境を提供する。
- [38] 図書館に整備されたアクティブラーニングスペースにおいて無線 LAN を使用し、自学自習に対応した新たな学習スペースを実現する。

(3) 教育の質の改善のためのシステム

- [39] 研究授業（教員相互の授業参観）について、教養教育では、本学専任教員が担当する科目を実施対象科目とし、参観人数の拡大を図る。
- [40] 部局、専門を超えて学び合う全学 FD 活動の場として、教育改革フォーラムを継続開催する。
- [41] 引き続き、事務職員を対象とした教務事務研修を実施するとともに、更新した学務情報システムを活用したシステム研修を実施する。

3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- [再掲] 引き続き GPA（単位当たりの成績評価制度）を活用した学生への個別学修指導を実施する。[7]
- [42] 就職活動スケジュールの変更に対応した事業を検討・実施し、就職支援事業の拡充を図る。
- [43] 多様な学生からのニーズや学生との検討事項を基に、学生生活における施設等の充実や障がいのある学生に対する支援の強化を図る。
- [44] 障がいのある学生への授業支援についてマニュアルを作成し、全学的に周知する。
- [45] 学生の自主的な社会貢献活動を支援する仕組みを実施し、より多くの学生が参加し、地域との結びつきを強めるよう促す。

第 2 研究に関する目標を達成するための措置

1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- [46] 全学的な研究推進機関や URA オフィスを中心に、複数の研究テーマを設定し、学内外・国内外との横断的・学際的な研究グループを構築するなど、大学の特性を活かしたプロジェクト研究を推進する。

(医学研究科)

- [47] プロジェクト推進型の新たな研究体制を構築するための検討を開始し、平成 28 年度中に具体案を策定する。
- [48] 引き続き、附属病院の診療体制と連動した医学研究科組織の再編案を策定する。
- [49] 政府大型研究費獲得に向けた検討を行い、平成 28 年度以降の具体的な応募に向けて準備する。

(薬学研究科)

[50] 研究、教育および外部資金獲得における連携を目指し、医学研究科との連携を深める。創薬基盤科学研究所を核とした創薬研究及び創薬研究支援体制の充実を図る。

(経済学研究科)

[51] 平成27年度からスタートしたサブ・クラスター研究において、経済学研究科の研究資源を複数の研究課題に集約し、それぞれの領域で研究成果を世界に向けて発信すると同時に地域社会にも還元してゆく。

(人間文化研究科)

[52] 持続可能なまちづくり、都市の持続可能性、といったテーマでの共同研究をさらに進め、セミナーやシンポジウムという形で引き続き発信していく。名古屋市博物館との連携も継続する。

(芸術工学研究科)

[53] 産業界との受託・共同研究、名古屋市をはじめとした地方自治体との共同研究、あるいはブレーンとしての貢献及び国際学会、国際コンペでの発表を推進する。

(看護学研究科)

[54] 看護実践研究センターが中心となって、看護学部教員、大学院修了生、医学部附属病院等の看護職員が行う研究の成果発表の場としての名古屋市立大学看護学会(仮称)の準備委員会を立ち上げて、学会組織や開催方法等を検討する。

(システム自然科学研究科)

[55] 生物多様性研究センターでは、DNAバーコード用試料の収集と分析を引き続き行うとともに、データベースへの登録と公開をさらに進める。また、生物多様性に関する研究を推進する。

[56] 引き続き、研究活動推進のため、共同研究体制の構築を進めるとともに、さらに、海外の大学との共同研究を推進する。また、大学内外の最先端の共同利用設備を積極的に利用することにより、高度な研究を推進する。

[57] 新規に数学情報学ユニットを設立し、研究活動体制の強化を図る。引き続き、研究科の特徴を生かした学内連携を強める。

[58] 基礎自然科学系学部を運用する教室等の確保に向け、既存施設の効率的利用と改修を進めるための合意形成を進める。

2 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

[59] 全学的な研究推進機関を有機的に活用し、戦略的に研究施策を推進することにより、外部研究資金の獲得件数増加を図る。また、科学研究費助成事業について、各部局において申請率の向上に取り組み、未申請の教員の比率の低減を図る。

- [60] 学内の競争的資金である特別研究奨励費制度について、国の科学研究費獲得や将来発展が期待できる先端的研究の活性化のために研究費を活用することで、研究推進及び研究力強化へつなげる。
- [61] 研究活動を支えるために効果的な電子ジャーナルを揃える。
- [62] 若手教員・女性教員に対する研究費の支援を継続して行うとともに、外部研究資金については、全学的な情報提供を行いつつ、リサーチ・アドミニストレーター(URA)が個別に声掛けをするなど、きめ細かな研究支援活動を行う。

第3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

1 市民・地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置

- [63] 公開講座におけるアンケート結果を集約・分析し、幅広い世代の市民への教育研究成果を還元できるような講座の企画運営に取り組むとともに、大学ウェブサイト等でのイベント開催案内・開催報告のさらなる充実化に取り組む。
- [64] 地域社会のニーズとのマッチングの推進を図るため、データベースや大学ウェブサイトを活用し、地域貢献パンフレットと組み合わせた効果的な教育研究成果の発信に取り組む。また、教員の地域貢献活動の活性化を促進するため、学内への情報発信の充実化に取り組む。

2 産学官連携に関する目標を達成するための措置

- [65] 引き続き、広報媒体及び広報内容に対する検証をしつつ、パンフレット等やウェブサイトにおいて積極的に情報発信を行う。また、遺伝子多様性のデータバンク及び繁殖に関する研究等に関して、東山動植物園との連携を推進する。
- [66] 名古屋市教育員会との連携強化を図り、小中高等学校などへの出前講座や連携講座の充実化に取り組む。
- [67] 高大連携の取り組みの一環として、高校生に大学の教養教育の授業を受講する機会を提供する。
- [68] 効果・内容を検証しつつ、イベントへの参加やパンフレットの配布等、さまざまな広報手段により、研究成果の発信に努めるとともに、特許申請による知的財産の保護・活用等の産学官連携活動を推進する。

第4 大学の国際化に関する目標を達成するための措置

- [69] 中期計画に定める目標数値達成を踏まえ、更なる協定校の拡充を目指す。また、現協定校とは共同研究や合同シンポジウムなどを通じてより交流の充実を図るとともに、拠点となる大学を定め、海外拠点の設置に取り組む。
- [70] 教員の海外派遣・招へい等を実施するとともに、協定校等への学生派遣・国際インターンシップを推進する。

- [71] 引き続き各種団体と連携を図り、留学生等が地域・社会に貢献する機会の提供に取り組み、地域の国際化に寄与する。

第5 附属病院に関する目標を達成するための措置

- [72] 救命救急センターの受け入れ体制を強化し、救急車による患者受入件数を増加させる。
- [73] 医師、看護師、その他の職種の共同による、がん患者への治療方針の説明や相談件数の増加に取り組む。
- [74] 引き続き先進・高度医療支援費対象患者審査制度を利用した症例を増やし、先進医療の申請を積極的に進めていく。
- [75] 手術室の増設等にかかる工事を実施する。
- [76] 引き続き、平成25年度に見直した設備更新計画に基づき設備機器のオーバーホールや更新を計画的に進めるとともに、設備機器の状況を確認しつつ更新等の時期の検討を行う。
- [77] 機器更新計画に基づく更新を実施する。あわせて、中型・小型機器の更新も順次実施する。
- [78] 病院施設整備に対応する等、引き続き病院情報システムの保守運用及び機能追加等を進めるとともに、平成30年度以降の機器リース契約について検討する。
- [79] 職員・患者の安全を守るため、暴力対応マニュアルの見直しを行う。
- [80] 新型インフルエンザ緊急事態宣言時の病院方針を全診療科へ伝える連絡体制を構築し、周知をする。
- [81] 平成27年度診療統計のウェブサイトへの掲載を行う。
- [82] 「ウェルフェア健康大学」（「国際福祉健康産業展」に併催する講座）などの一般市民向けの講演会等を通じて、引き続き医療に関する情報提供を行う。
- [83] 医療法上の臨床研究中核病院を目指すにあたり、当院と名古屋市立東部医療センター、西部医療センターとの間で、臨床研究・治験における連携強化を図る。
- [84] 地域医療における連携と協力体制の強化を図るため、地域医師会・歯科医師会、地域医療機関、介護事業者との意見交換を引き続き行うとともに登録医制度の浸透を図る。
- [85] 引き続き、災害時対応訓練を実施し、そこで問題点等を検証し、「災害マニュアル」を充実させる。
- [86] 新たな専門医制度に向けて、連携する施設と研修内容について協議を進め、専門研修プログラムを策定する。
- [87] 平成27年度に一部見直しを行った、医療技術職員の専門資格の取得や専門知識を持つ職員の育成のための職員育成計画を、着実に実施する。

[88] 地域シミュレーションセンター連絡協議会を引き続き開催し、5 大学の連携を図る。

[89] 平成 28 年度 4 月の診療報酬の改定を受け、対応策を実施する。

[90] 平成 29 年度のサービス改善に向けて食堂等のあり方について検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

第 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

[91] 教育及び研究等を推進するため、効率的・効果的な運営体制を志向する事務局組織の再編について検討する。

[92] 教育研究支援体制の定着を図るとともに、平成 24 年度に策定した教員定員削減計画を引き続き実行する。

[93] 引き続き、社会的ニーズに的確に対応し、有用な人材を確保するため、多様な雇用制度を整備・活用する。

[94] 引き続き固有職員を対象とした職員研修の充実を検討、実施する。また、他大学等との合同研修を実施し、職員間の交流を図る。

[95] 引き続き、教員業績評価制度を実施し、処遇への反映を行う。

[96] 人材育成評価制度の定着に加えて、制度の有効な活用及び円滑な実施に向けて検討する。

第 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

[97] 引き続き、職員の能力向上を図り、業務の効率化・合理化に繋げるためのスキルアップ研修を実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

第 1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置

[98] 引き続き、財務指標を用いた大学間比較分析及び他大学における経営改善策の情報収集に努めるとともに、財務運営の指標の改善に向けた方策を検討する。

[99] 引き続き、預け金やプール金などの不適正な会計処理の防止を目的にした啓発に努めるとともに、検収の適切な実施等、経理事務を適切に行うため、職員研修を定期的に開催する。

第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- [100] 引き続き授業料等について、本学の経営状況を含む総合的な検討のもとで額の妥当性を判断するとともに、施設費や実習関連経費について受益者負担の観点に立った自己負担化の検討を進める。
- [再掲] 平成28年度4月の診療報酬の改定を受け、対応策を実施する。 [89]
- [101] 「名古屋市立大学交流会」を通じて、卒業生等に対し、大学の情報提供等の事業を行うとともに、学生と同窓生の交流事業の実施など会員との連携を推進する。
- [102] 生涯学習講座開催時においてパンフレット等を配布するなど広く市民等に対し寄附を働きかける。
- [103] 既に外部委託化されている清掃や警備等の定型的な業務以外についても、費用対効果の観点から常に業務の見直しの検討を進めていく。

第3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- [104] 部局間の施設共同利用、施設の貸出し等の利用促進を図っていくほか、役割を終えた資産の転用等、有効活用に着手していく。

IV 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためによるべき措置

第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- [105] 引き続き、年度計画に係る業務実績について、取り組みの成果と課題及び中期計画の進捗状況を明示し、俯瞰的な視点による自己点検・評価を行う。
- [106] 認証評価を受審し、認証に向けて、実地調査などの手続きに対応する。

第2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- [107] 引き続き、プレスリリースについて、メディア・コンテンツに応じたきめ細かな情報発信を行い、掲出件数の増加を図る。
- [108] 引き続き、著作権処理の済んだ研究紀要論文や学位論文について原則として100%の公開を行うとともに、研究紀要論文以外の学術論文の公開を開始する。

V その他の業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

第1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- [109] キャンパスの統合、新学部棟の建設のプラン作成にあたり、大学内、市での合意形成、調整を行いながら次年度の第三期中期計画作成に向かって必要な情報を整理し資料等の作成を行う。

- [110] 予算付けされた応急保全工事について実施設計及び工事に着手し、工事を完成させる。

第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置

- [111] 環境報告書の作成、公表をはじめ、環境憲章に定められた基本方針の実現に向けて、引き続きアクションプランを推進する。
- [112] 冷暖房の適切な管理による節電の実施などCO₂発生量の抑制及びエネルギー消費削減に取り組む。また、省エネ効果が見込めるエネルギーセンターの機器更新については、病院と連携を図りながら検討等を進める。
- [113] 引き続き、教養教育及び専門教育において、各学部・研究科のカリキュラムや専門性に合わせた環境関連科目を持続して開講し、その充実を図る。
- [114] 非常配備計画、消防計画等を適宜点検し、学内の防災体制を整備するとともに、前年度の訓練を踏まえて改善内容を反映させた防災訓練等を実施する。
- [115] 引き続き、学生・教職員を対象とするハラスマント研修会及びハラスマント予防委員会を開催する。
- [116] 平成29年度における女性教員比率27%の達成とワーク・ライフ・バランス実現のために、子育てや介護を抱える教職員を支援する仕組みを実施・検討するとともに、教職員および学生の意識啓発を図る。
- [117] 引き続き、女性研究者に対する研究活動支援を行うとともに、名古屋大学・豊橋技術科学大学、名古屋市等と連携・協力事業（文部科学省「女性研究者研究活動支援事業」）を実施する。
- [118] 引き続き、研修会や広報誌などを通じ、男女共同参画推進に係る意識啓発を図る。
- [119] 将来リーダーとなる女性を育成し、女性教職員の上位職階への登用を図るため、女性研究者研究活動支援事業（連携型）のリーダーシッププログラムを実施する。

第3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置

- [120] 引き続き「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえて、研究倫理教育を実施する。また、研究倫理教育の実施状況を踏まえて、平成29年度以降の実施方法等を決定する。
- [121] 引き続き、倫理研修会の開催、「倫理推進月間」の実施、コンプライアンスの重要性を身近に考える機会を提供する「コンプライアンス通信」の発行（年間10回以上）などによる教職員に対する意識啓発を行う。
- [122] 内部監査中期計画に基づく年次計画により、監査を実施する。監査結果に基づいて改善のための対策、措置等を実施する。

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成28年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	7,190
自己収入	29,916
授業料及び入学金検定料収入	2,628
附属病院収入	26,122
雑収入	1,166
施設整備費補助金	156
長期借入金収入	1,124
受託研究収入等	2,664
目的積立金取崩等	120
計	41,170
支出	
業務費	36,587
教育研究経費	2,290
診療経費	16,083
人件費	18,214
一般管理費	518
施設整備費	1,396
長期借入金償還金	5
受託研究費等	2,664
計	41,170

2 収支計画

平成28年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	40,400
経常費用	40,400
業務費	37,584
教育研究経費	2,491
診療経費	15,076
受託研究費等	1,566
人件費	18,451
一般管理費	530
財務費用	10
減価償却費	2,276
臨時損失	0
収入の部	39,903
経常収益	39,903
運営費交付金収益	7,190
授業料等収益	2,648
附属病院収益	26,122
受託研究収益等	2,602
雑益	1,050
資産見返負債戻入	291
臨時利益	0
純損失	△497
目的積立金取崩益	20
総損失	△477

3 資金計画

平成28年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	41,170
業務活動による支出	39,363
投資活動による支出	1,797
財務活動による支出	10
資金収入	41,170
業務活動による収入	39,770
運営費交付金による収入	7,190
授業料及び入学検定料による収入	2,628
附属病院収入	26,122
受託研究収入等	2,664
その他の収入	1,046
目的積立金取崩等収入	120
投資活動による収入	273
財務活動による収入	1,127

VII 短期借入金の限度額

1 限度額

15 億円

2 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

X 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・設備の更新 ・急性期病院としての機能強化	総額 1, 396	施設整備費補助金 (156) 長期借入金収入 (1, 124) 附属病院収入等 (116)

2 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。